

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）

料金メニュー表
専有部分用・LLプラン
«九州電力送配電株式会社管内»

実施日 2022年7月1日

NTT アノードエナジー株式会社

料金メニュー表
専有部分用・LLプラン
«九州電力送配電株式会社管内»

目次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 対象地域	1
第4条 本料金メニュー表の変更等	1
第5条 単位および端数処理	1
第6条 提供条件	2
第7条 使用電力量の計量	2
第8条 日割計算	2
料金表	4
1 料金	4
1-1 適用	4
1-2 料金額	4
2 その他費用	5
2-1 工事費	5
2-2 付加サービス料	6
附則	7
別表	8
使用電力量の協定	8

第1条（適用）

この「料金メニュー表 専有部分用・LL プラン«九州電力送配電株式会社管内»」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづき、電力提供サービスを提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
管轄電力会社	本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての九州電力送配電株式会社をいいます。
みなし小売事業者	電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。
電力会社等	本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての九州電力株式会社をいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。

第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約電流の単位は、1アンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ. 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。

第6条（提供条件）

- (1) 対象となるお客さま
LLプラン（以下「本料金メニュー」といいます。）は、当社が指定する対象建物の専有部分において、電灯または小型機器を使用する需要であって、需要場所が住戸部分のお客さまに適用いたします。
- (2) 提供電気方式、提供電圧および周波数
提供電気方式および提供電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。
- (3) 契約電流
 - イ. 契約電流は、原則、60 アンペアといたします。
 - ロ. 本料金メニューは、原則、電流制限器は取り付けません。
- (4) 料金
料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。
- (5) その他
本料金メニューに変更された日以降 1 年に満たない期間においては、契約電流が減少となる他の料金メニューへの変更はできません。

第7条（使用電力量の計量）

- (1) 本約款第 14 条（使用電力量の計量）に規定する使用電力量の計量方法は、検針日における電力量計の読み（本料金メニューの適用が終了した場合は終了日の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（本料金メニューの提供を開始した場合は適用開始日の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。この場合において、乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (2) 電力量計の読み方は、次によります。
 - イ. 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
 - ロ. 乗率を有する場合は、原則として最小位までといたします。
- (3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取り付けおよび取り外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 1（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

第8条（日割計算）

- (1) 本約款第 15 条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。
 - イ. 基本料金を日割りする場合
$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$$
 - ロ. 電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
 - (イ) 第 1 段階料金適用電力量 = $120 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
 - (ロ) 第 2 段階料金適用電力量 = $180 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)および(ロ)によって算定された第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合

再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。

(2) (1) の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。

(3) (1) の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。

イ. 本料金メニューの適用を開始した場合

適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの日数。

ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

区 分	内 容
イ. 基本料金の適用	基本料金は、1月につき、1-2 (料金額) イ.に定める額を適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
ロ. 電力量料金の適用	(イ) 電力量料金は、その1月の使用電力量に1-2 (料金額) ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 電力量料金は、本表八.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。
ハ. 燃料費調整額の適用	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2 (料金額) ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。
ニ. 基本割引の適用	基本割引として、基本料金および電力量料金を合計した額に対して、対象建物ごとに建物代表者と電力提供サービスの基本契約を結ぶ際の承諾条件として当社が定めた割引率を乗じてえた額を割引いたします。(通称：システム利用割引)
ホ. 再エネ賦課金相当額の適用	(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ヘ. 口座振替割引の適用	口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額(消費税等相当額を含みます。)より55円割引いたします。

1-2 (料金額)

区 分	料金額
イ. 基本料金	電力会社等が公表している「従量電灯B」相当の現に適用している契約電流40アンペアに対応する基本料金と同額
ロ. 電力量料金単価	電力会社等が公表している「従量電灯B」相当の現に適用しているそれぞれの段階別に対応する電力量料金単価と同額
ハ. 燃料費調整単価	電力会社等が公表している「従量電灯B」相当の現に適用している燃料費調整単価と同額

2 (その他費用)

2-1 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費の額
イ. サービス提供停止の解除	本約款第 22 条 (サービス提供停止の解除) に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円 (税抜 10,000 円) なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。
ロ. 電力量計の取り付け等	本約款第 27 条 (設備の賠償) に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費 (機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000 円 (税抜 40,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ハ. その他特別な工事等をする場合の工事費	お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。

2-2（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

付加サービス料の種類	適用	料金額
イ. 料金明細内訳書事前案内手数料	<p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落日に先だて紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p>	110 円/月
ロ. 請求書再発行手数料	<p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p>	305 円/回
ハ. 支払証明書発行手数料	<p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p>	440 円/枚

附 則

附則（2022年6月24日第000121号）

（実施期日）

本料金メニュー表は、2022年7月1日から実施します。

別 表

(使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量 ÷ 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

前 3 月間の使用電力量 ÷ 前 3 月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の電力量計等によって計量された使用電力量 ÷ 取替後の電力量計等によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けられた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けられた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 ÷ { 100 パーセント + (± 誤差率) }

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月